

子ども医療費助成制度



こんなときは申請が必要です
【償還払い（医療費の助成）】

子どもが病気やけがなどで医療機関を受診した際にかかる医療費を助成します。

対象者

下田市に住民登録があり、健康保険に加入している高校3年生までの子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）
※健康保険に加入していない方、生活保護受給世帯の方は対象外です。

助成内容

保険診療の一部負担金額と入院時食事療養標準負担額を市が助成します。

※保険適用外の診療費用は助成対象外です。

利用方法

健康保険証と受給者証を合わせて医療機関・薬局の窓口に提出してください（毎回提出が必要です）。

次に該当する場合、受診したことでのあります。領収書等を持参の上、左記申請先に申請してください。

・県外で診療を受けたとき
・健康保険証及び受給者証を持たずに受診したとき
・医師が必要と認めた治療用器具を購入したとき
・保険給付に準じて行われる柔道整復師及び鍼灸師の施術を受けたとき
・未熟児養育医療等の公費負担医療において徴収された一部負担金を申請するとき

9月は受給者証の更新時期です

新型コロナウイルス感染症予防対策として、今年度は窓口での申請手続は行わず、自動更新して受給者証を直接ご自宅に郵送します。

※前回の更新から保険証が変わっている場合は、窓口での手続が必要です。

申請・問合せ先

福祉事務所社会福祉係

（窓口⑥）☎22216

ばかりの定期検査

計量法に基づき、令和2年度の計量器（ばかり）の定期検査を行います。

商取引又は証明行為に使用している「ばかり」は、2年に1回定期検査を受けなければならぬため、最寄りの会場で必ず受検してください。

度の計量器（ばかり）の定期検査を行います。
※ばかりの定期検査受検者には、検査日の10日前までに計量協会から「計量定期検査通知書（はがき）」が送付されます。

問合せ先
産業振興課地域経済促進係
☎223914

検査日	時間	場所
10月19日（月）	14時～16時	落合浄水場
10月20日（火）	10時～正午	須崎漁民会館
10月20日（火）	13時30分～16時	朝日公民館
10月21日（水）	10時～16時	道の駅 開国下田みなと
10月22日（木）	10時～16時	
10月23日（金）	10時～正午	



親子講座 「海の環境しらべ隊」 参加者募集

内 容
ビーチコーミング（海岸の漂着物採集）、及び講師の方による解説

共 催
NPO法人チームくじら号、ジオガシ旅行団
日 時
10月11日（日）
（予備日10月18日（日））
13時30分～16時
場 所
外浦海岸
(集合場所：外浦区集会所)

対 象
市内在学の小学生（4～6年生）・中学生とその保護者
参 加 費
1人500円
締 切
10月8日（木）
定員20名になり次第終了

・荷物運送業等で荷物の料金を決めるために使うもの
・茶、干し椎茸等を販売するためを使うもの
・学校、病院等で健康診断書の作成のために使うもの

に伝えていく活動をしています。
今回のイベントでは、外浦海岸に流れ着いたものを見ることで、海の生態系について、また、海に捨てられたゴミなどのような問題を引き起こすのかを知ることができます。

さらに、ジオガシ旅行団の講師からは、伊豆半島の成り立ちはどのようにについて解説があります。
ですので、ぜひこの機会に親子で身近な海について考えてみましょう。

議や、海洋環境問題の現状を、ちら号は、海の生き物の不思議や、海洋環境問題の現状を、フィールドワークや絵本の読み聞かせを通じて子どもたち

※紙面中、電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0558」です。

生涯学習課社会教育係

（窓口⑥）☎2250555